

山梨県入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	令和2年8月25日 13時30分から15時30分まで 県防災新館 407 会議室 (テレビ会議の形式により実施)	
委員	森 一博 (山梨大学教授) 石垣 千秋 (山梨県立大学准教授) 片田 興 (山梨学院大学教授) 中澤 秀昭 (弁護士) 松野 範子 (一級建築士)	
審議対象期間	令和2年4月1日～令和2年6月30日	
総契約件数	144 件	(備考) 審議件数 ・一般競争入札 6 件 ・通常指名競争入札 1 件 ・随意契約 0 件
一般競争	123 件	
(総合評価)	89 件	
通常指名競争	21 件	
随意契約	0 件	
指名停止状況	安全管理措置の不適切 1 件 1 社	
私的独占又は不当な取引制限に係る情報処理状況	工事関係 0 件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	審議した 7 件については、適正に処理されている。	

別紙

《抽出事案の審議》

1〔一般競争入札(総合評価落札方式)(事後審査型)〕

〔中北農務事-20-0013 龍岡地区 ほ場整備(その2)工事〕

〈工事概要〉

施工面積 A=4.14ha

整地工 A=3.67ha

道路工 L=340m

水路工 L=646m

〈予定価格〉

80,300,000 円(消費税含む)

〈入札参加資格〉

- | | |
|-------------|---|
| ・本店所在地 | 県内 |
| ・競争入札参加資格 | 土木工事業 A又はB(要特定) |
| ・企業の施工実績 | 4千万円以上の道路工事又は農業農村整備工事。ただし、元請として請負い平成17年4月1日以降に完成引き渡し済みの工事。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものとし、企業体の施工実績を各企業の施工実績として扱う。 |
| ・配置予定技術者の資格 | 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を保有する一級土木施工管理技士又は同等以上の資格を有する者 |
| ・ISO認証義務 | 不要 |

〈質疑応答〉

- Q) 本件の説明図によると、圃場整備の対象区域を4つに区切ってそれぞれ別の工事として入札しているようだが、他の3つの工事とともに同時期に入札等が行われたのか。
- A) 4つの工事は同時期に入札公告をしているが、近接工事の設定をしており、入札日は1日または2日ほどずらしている。
- Q) 他の3つの工事も応札者数は少なかったのか。
- A) 同じように1者ほどだった。
- Q) 応札可能業者数自体は多い数字が挙げられているが、その中で結果的に1者入札となった理由はなにか。
- A) 推測ではあるが、圃場整備は一般の土木工事とは異なって特殊なものである。農地の区画整理、道路、水路を一体的に整備する必要があるため、技術的なノウハウが要求される。また、圃場整備の経験も求められるが、それを有する業者が少ないことから1者入札となったのではないかと推測される。
- Q) 昨今同様の工事において技術者が不足しているとの話を聞くが、そういった現状があるか。
- A) 圃場整備工事は年間の発注数が少ないことから、その経験を有する技術者も少ないという現状がある。
- Q) 評価調書における「価格以外の評価結果」について、「同種工事の施工実績」が0点となっているが、先程の話だと圃場整備には技術が必要とのことだが、どういうことか。
- A) 本件の落札業者は過去に圃場整備の施工実績があることを確認している。本件の配置予定技術者には圃場整備の経

験がないが、当該業者自身には企業としての施工実績があるということである。

- Q) 先程の話の中で、技術者の施工実績という言葉が出ていたが、本件の技術者自身には施工実績はないということか。
- A) そのとおり。参加資格において技術者自身の施工実績は求めているが、特殊な工事であるため、業者自身にはノウハウはあることから、それをもって本件の工事にあたっているということである。
- Q) 工事において配置する技術者自身の能力と、業者自身の能力をそれぞれどう把握するかは重要だと思うがどうか。この点について、企業の実績を中心に総合的に判断したということか。
- A) そのとおりである。企業実績としては2点をつけたが、配置予定技術者としては0点をつけた。

2[一般競争入札(総合評価落札方式)(事後審査型)]

[峡東林環事-20-0007 林道塚本山線開設工事]

〈工事概要〉

林道開設工事 L=199m、W=4.0m
土工5, 884m³、ブロック積工270m²、
ガードレール68m、側溝192m、
法面保護工2, 667m²、路盤工944m²

〈予定価格〉

95,454,700 円(消費税含む)

〈入札参加資格〉

- | | |
|-------------|---|
| ・本店所在地 | 県内 |
| ・競争入札参加資格 | 土木工事業 A又はB(要特定) |
| ・企業の施工実績 | 元請負として請負い平成17年4月1日以降に完成引き渡し済みの2千8百万円以上の道路工事の施工実績。なお、共同体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。 |
| ・配置予定技術者の資格 | 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を保有する一級土木施工管理技士又は同等以上の資格を有する者 |
| ・ISO認証義務 | 不要 |

〈質疑応答〉

- Q) 本件は林道の支線整備の一環ということで、既存の支線をさらに延長するものということか。
- A) そのとおりである。
- Q) その目的は県有林の活用にあるのか。
- A) そのとおりである。
- Q) この支線ができるまでは県有林の活用に難があったのか。
- A) 木材を伐採して搬出するのにケーブルクレーンを用いなければならず、経費がかかってしまう。そこで、安価に木材を搬出できるようにする基盤整備のため、支線としての林道を整備している。
- Q) 全体で約4kmの工事とのことだが、現段階でどのくらい完成しているのか。

A) 約3km(75%)が完成している。

Q) 本件も応札可能業者数自体は多いが、結果として1者入札となった理由はなにか。

A) あくまでも推測だが、現場が国道140号線の広瀬湖に近い場所であり、至るまでに時間がかかる。また、急峻な地形の中で幅員が4mしかなく、安全管理や現場管理に非常に気を遣うということがあり、卓越した技術力のある業者でなければ採算がとりにくいのではないかと考えている。

Q) 令和4年に完了の工事ということだが、これまでの受注業者はずっと同じだったか。併せて、その際の落札率及び入札参加者数を教えてほしい。

A) 昨年度の工事については同様の業者が落札している。その際の落札率は99.86%だった。

Q) 山間部の安全管理が求められるような難易度が高い工事は、実質的に応札可能な業者は限られるということか。

A) 地域に精通しているということも必要であるため、入札参加資格の門戸は広いものの、業者の判断というものもあるのかもしれない。

3[一般競争入札(総合評価落札方式)(事後審査型)]

[峡南林環事-20-0009 林道貫ヶ岳西線開設工事]

〈工事概要〉

林道開設 L=111m W=4.0m

土工 V=4,174、路盤工 V=253m³

ブロック積工 A=33m²、擁壁工 V=78m³

法面保護工(モルタル吹付) A=768m²

法面保護工(特殊植生基材客土吹付) A=302m²

防護施設工(ガードレール) L=30m

排水施設工(横断工) L=6m

〈予定価格〉

48,182,200 円(消費税含む)

〈入札参加資格〉

- | | |
|-------------|---|
| ・本店所在地 | 管内 |
| ・競争入札参加資格 | 土木工事業 A又はB |
| ・企業の施工実績 | 1千4百万円以上の道路工事。ただし、元請として請負い平成17年4月1日以降に完成引き渡し済みの工事。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものとし、企業体の施工実績を各企業の施工実績として扱う。 |
| ・配置予定技術者の資格 | 不要 |
| ・ISO認証義務 | 不要 |

〈質疑応答〉

Q) 結果的に1者入札だったが、その背景や本件特有の理由等はあるか。

A) 山奥にある林道工事であるため市街地から離れていること、急峻で複雑な地形、例えば岩盤がでたり、その岩盤も脆弱ということ、道路幅員が4mといった狭隘な工事であり作業環境が厳しいこと、といった条件があるため、施工方法に熟知していなければ安全面や利益面での確保が難しい。そのため1者入札となったのではないかと推測している。

Q) 過去の工事業者数は少なかったのか。

A) H23年度からの資料を見ると、2～3者の参加の例はあるが、応札自体は1～2者であり、そのうちほとんどが1者という応札状況である。

Q) 今回の辞退は、今回審議対象となっている「峡南建設事-20-0058 主要地方道 富士川身延線 身延山IC 和田35工区 道路改良工事」を受注したいということが理由になっているのか。

A) 結果的にはそうなっていると思われる。

4[一般競争入札（総合評価落札方式）（簡易型）]

[営繕課-20-0028 総合教育センター本館空調設備改修他工事]

〈工事概要〉

1 中央式空調熱源方式を個別空調方式に改修(ボイラーや冷凍機により冷温水を作り各室内ユニットにて冷暖房を行う空調方式を電気式空冷ヒートポンプエアコンに改修)

○本館(空調対象室数52室)

・屋外機6台、屋内機74台 ・全熱交換器型換気扇63台

○別館(空調対象室数10室)

・屋外機7台、屋内機26台 ・全熱交換器型換気扇19台

○情報教育棟(空調対象室数7室)

・屋外機2台、屋内機15台

2 電気式空冷ヒートポンプエアコンの更新

○情報教育棟(空調対象室数9室)

・屋外機6台、屋内機28台

3 多目的トイレ設置工事

○本館1階更衣室

・多目的トイレに改修

4 空調熱源更新工事

○情報教育棟1階大研修室、ホール系統

・冷温水発生機2基、冷却塔1台、ポンプ4台

5 中央監視設備更新工事

○情報教育棟

・施設管理用中央監視設備を更新

〈予定価格〉

249,700,000 円(消費税含む)

〈入札参加資格〉

・本店所在地

県内

・競争入札参加資格

3社JV

(代表構成員) 管工事業 A(要特定)

(構成員1) 管工事業 A(予定価格に出資比率を乗じて得た額が8千万円以上の場合要特定)

(構成員2) 管工事業 A又はB(予定価格に出資比率を乗じて得た額が5千万円未満の場合)

- 合Bとできる。)
- ・企業の施工実績 (代表構成員)1億円以上の建築物の管工事。ただし、元請として請け負い平成17年4月1日以降に完成引き渡し済みの工事。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものとし、企業体の施工実績を各企業の施工実績として扱う。
 - ・配置予定技術者の資格 (代表構成員及び構成員1) 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を保有する一級管工事施工管理技士又は同等以上の資格を有する者
 - ・配置予定技術者の施工実績 (代表構成員)「企業の施工実績」と同様の施工従事経験を有する者
 - ・ISO 認証義務 (代表構成員)必要

〈質疑応答〉

- Q) 基本的なことの確認だが、本件は空調の改修工事ということだが、中央式空調熱源方式から個別空調方式に切り替えるという工事内容の必要性をあらためて説明してほしい。
- A) 施設の建設後空調の更新をしておらず、非常に老朽化しているために改修が必要となっている。県においては、公共施設の総合管理計画を策定し、順次、予防保全的な改修を進めている。設備については、空調、熱源機及び受変電設備を、建築物については外壁や防水の改修を計画的に進めている。特に昨年度からの3カ年を集中して取り組んでいる。
- Q) 改修後は中央管理室で全体をコントロールするイメージか。
- A) 改修後は集中コントローラーをつけてそれで管理するようになる。また、個々の空調管理ができるようになるので、非常に省エネになる。
- Q) 評価調書における「企業の技術力」について、「配置予定技術者の能力」の「同種工事の施工実績」が0点となっている。1JVが辞退したということであれば、技術者の能力は重要かもしれない。また、落札率が100%となっている。そこで、技術者の能力、辞退、落札率が100%の3点について説明してほしい。
- A) 技術者については、同等規模の施行実績を求めているところ、非常に規模が大きく特殊だった。27JVというのは想定していたが、技術者については大型物件がなかったから施工実績を積みなかったのではないかと考えている。県内でも当該業者は新築物件を含めた冷房設備の設置を行っていることから、工事を適正に執行できると考えている。
- 辞退の理由は、他の民間の大型物件の受注が決まったということでの辞退だった。
- 本件の発注時期は、エアコン等の需要が重なってしまった時期である。H30年度の全国的な猛暑を受けて、令和元年度から学校をはじめ、整備を進めてきている。
- そのため、来年度の夏に間に合わせるべく、県立高校17校のエアコン設置工事を7件にまとめて管工事を発注しているところ。
- また、県立学校21校のトイレの洋式化を9件にまとめて今年の夏休みに間に合うように発注した。4月末から5月末までの1ヶ月間に19件の工事を営繕課として発注したため、技術者不足や下請会社の確保が難しくなってしまったことから1者入札及び落札率100%につながったのではないかと考えている。
- 落札率が100%というのは、全国的なエアコンの需要や、コロナ禍によって中国をはじめとした部品の生産がとまり、資材の調達、技術者の手配などコスト面で企業努力の介入できる幅に乏しかったためではないかと考えている。
- Q) 確認だが、配置予定技術者に求められる能力は満たしているということによいか。
- A) 満たしている。
- Q) 同様の工事が多く生じているという背景もあった中ではと思うが、1者入札だったということが落札率にも影響していると思われる。そういった社会的な状況も響いていると考えてよいか。
- A) エアコンの発注やトイレの洋式化ということで、管工事について多くの需要が重なった点が響いたと考えている。

- Q) 辞退をした場合、今後の入札参加資格、特に総合評価の関係でなにか不利益は生じるか。
不利益が生じるとすれば、総合評価のどの部分の点数に関わってくるか。
- A) 辞退による不利益は生じない。ペナルティや減点対象となるということはない。

5〔一般競争入札（総合評価落札方式）（事後審査型）〕
〔中北建設事-20-0082（主）韮崎昇仙峡線 橋梁下部工事〕

〈工事概要〉

橋梁下部工事 2基
A1橋台 逆T式橋台 V=31m³ 場所打杭 N=4本
A2橋台 逆T式橋台 V=31m³ 場所打杭 N=4本
仮設工 仮設土留工 一式

〈予定価格〉

69,839,000 円(消費税含む)

〈入札参加資格〉

- | | |
|-------------|--|
| ・本店所在地 | 管内 |
| ・競争入札参加資格 | 土木工事業 A又はB(要特定) |
| ・企業の施工実績 | 高速自動車国道又は自動車専用道路又は一般国道において車線規制を実施した請負金額3,000万円以上の道路工事。ただし、元請として請負い平成17年4月1日以降に完成引き渡し済みの工事。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものとし、企業体の施工実績を各企業の施工実績として扱う。 |
| ・配置予定技術者の資格 | 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を保有する一級土木施工管理技士又は同等以上の資格を有する者 |
| ・ISO認証義務 | 不要 |

〈質疑応答〉

- Q) 1者入札となった理由はなにが考えられるか。
- A) 山梨県の入札参加資格を有する業者は、これまで高速道路内での車線規制を伴う工事の実績が少なく、高速道路内での作業であることから、施工条件が厳しくなることが予想されたため、敬遠したと推測される。
基本的に、これまで高速道路をまたぐ工事というのは、山梨県での実施事例がなく、中日本高速道路株式会社が山梨県から施工管理を受託して施工していた。
今回は、中日本高速道路株式会社において、市町村管理の橋梁の補修・点検などもあり、業務をこなすのが困難ということだった。多数の工事があるために山梨県と中日本高速道路株式会社との間で協議をした結果、山梨県が施工することとなった。
- Q) 入札参加資格者が少なくなることが予想できたかと思うが、参加者を増やす工夫をなにかしたか。
- A) 山梨県では工事に配置されている現場代理人及び主任技術者について、現在2件まで兼務が可能とする対策を採っており、参加者の拡大を図っているところ。
ただし、本件については、通常の橋梁の下部工事であったため、どこの業者でも参加してもらえるのではないかと考えていた。工事自体はそんなに難しいものではない。
- Q) 難しい工事であれば、管内を超えた業者に対して受注を求めるとはできないのか。

A) 受注を求める業者の範囲については金額で決まっていることから、入札参加資格としましては、本店所在地が中北建設事務所管内となっているので、基本のとおりを実施した。

6〔一般競争入札(総合評価落札方式)(事後審査型)〕

〔**峡南建設事-20-0058 主要地方道 富士川身延線 身延山IC 和田35工区 道路改良工事**〕

〈工事概要〉

手摺工 L=280m

鳥獣進入防止柵工 L=318m

シーリングコンクリート工 A=2,076m²

〈予定価格〉

65,989,000 円 (消費税含む)

〈入札参加資格〉

- | | |
|-------------|---|
| ・本店所在地 | 管内 |
| ・競争入札参加資格 | 土木工事業 A又はB |
| ・企業の施工実績 | 請負金額1千9百万円以上の道路工事ただし、元請として請負い平成17年4月1日以降に完成引き渡し済みの工事。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものとし、企業体の施工実績を各企業の施工実績として扱う。 |
| ・配置予定技術者の資格 | 不要 |
| ・ISO認証義務 | 不要 |

〈質疑応答〉

Q) 1者入札となった理由はなにか。

A) 本件はインターチェンジ内に工事箇所が点在している。また、インターチェンジ内に国土交通省が8つの工事を発注しており、インターチェンジ内の工事用道路を8業者が出入りしている。施工計画を立てるにあたって、他の業者との調整をするのが煩雑ということがあって応札者が少なかったのではないかと考えている。

Q) 先程技術的にはやや難との話があったが、工事として少し難しいと考えてよいか。

A) やや難とはあるが、通常の工事と考えている。

Q) そうなると、他の業者との調整に煩雑さがあるため1者入札となったと考えているのか。

A) そのとおりである。

Q) 「峡南林環事-20-0009 林道貫ヶ岳西線開設工事」の案件で参加申請した業者が当該案件を辞退して、本件を受注したということだが、工期が短く、金額も大きい。落札率も100%となっている。先程の案件と併せて、1者入札かつ落札率100%という点で2つの案件が共通しているが、それは偶然なのか。それともそうなるような背景がなにかあるか。感想でよいのでどのように考えているか。

A) 林道の落札率100%というのははじめて知ったが、本件については、施工の工程の調整の手間や工事箇所が複数箇所に分かれている点で利益が見込めなかったことから、満額であれば落札するという意識が働いたのではないかと考えている。

Q) 通常、国土交通省関係の他の業者との調整は業者自身に一任されるのか。

- A) 発注者も入り、月に1～2回程度施工業者と発注者の間で工程会議を開き、調整している。
- Q) 先程の説明では調整が難しいので応札者が少なかったという話だったと思うが、その点はどうか。
- A) そのとおりである。月に1～2回のおおまかな調整については、発注者と受注者共同で行うが、週ごと、日々の工程管理については、業者間で行うので、そういう煩雑さが日々生じるということである。
- Q) 応札者数が少なかったり、他の案件を辞退して予定価格に近い金額で入札するという案件もあり、入札の効果が出にくい状況が垣間見えるのではないかと思うが、実際の事務所の立場からそのような問題を認識しているか。
- A) 林道の工事よりは本件のほうが利益が出るという判断をしたのではないかと考えている。発注者としては、標準的な価格は決めているが、その価格の範囲で受注してもらい、良質なものが完成すれば、落札率は低ければもちろんいいかとは思いますが、それ自体が特に問題とは考えていない。
- Q) 山梨県は予定価格が事前公表されているということによいか。
- A) そのとおりである。

7〔通常指名競争入札〕

〔富東林環事-20-0018 林道松姫峠線災害復旧工事〕

〈工事概要〉

林道施設災害復旧

L = 37.0m W = 5.0m

〈予定価格〉

11,787,600 円(消費税含む)

〈指名業者選定の基準〉

1. とび・土工・コンクリート工事の入札参加資格を有し、業者状態が正常で納税状態が完納であること。
2. 地理的条件
3. 技術的特性

〈質疑応答〉

- Q) 指名業者数はあらかじめ6者を選ぶということが決まっているのか。
- A) 1,000万円以上5,000万円未満の工事については、指名業者数は6～8者ということになっている。
- Q) 地理的条件から20者に絞り、その後工事等の経歴から6者に絞っているが、その評価の境目の基準はどういう風になっているのか。
- A) 施工実績については、受注件数の多い順番に並べ、もう一つの条件として富士・東部林務環境事務所と災害協定を結んでいる業者かどうかを考慮して上から6者を選んだ。
- Q) 各業者の入札価格が近似しているが、工事内訳書が過度に似通っているなど不自然な点はなかったか。
- A) 不自然な点はなかった。
- Q) 入札監視委員会全体に対する今後の検討事項としての意見だが、場合によっては工事内訳書等提出された書類を

確認することも必要かと考えている。

- A) 工事内訳書の内容は確認している。本件においては、モルタル吹きつけ工と落石防護ネットの2つの工種しかないので、同じような業者の見積もりになったのではないかと考えている。

《その他》

- ・今回の審議を通して、意見の具申、勧告を県に対して行うような事案はあるか。

- ・審議を通して、入札者数が少なくなっている、参加案件を辞退して他の案件に入札をして落札価格が予定価格に近いという事案もあった。これについて意見交換をしてもよいかなと思う。

- ・今回、辞退をして落札率が100%という事案が2件あった。これが偶然なのか。
また、指名競争入札においても各業者の入札価格が近似していた。これら3件がわかりやすい事例で出てきた。
今後こういった事例についてどう考えていくかということを議論していく。今回はこういった事例が出てきたということでのよいかなと思う。

- ・今回、いくつかの事例を通じて委員会として気づいたことがあることから、今後も継続して注意を払っていくということでのよいか。
また、必要によってはより細かい資料を委員会の中で確認することも念頭に置いておくということでのよいか。

- ・(各委員の異論なし)

- ・委員会としては、今回は山梨県に対して意見の具申等はない。

- ・(特に意見なし)

以上